

物 件 調 査 書

物件番号	46
------	----

所 在 地		北海道厚岸郡浜中町浜中桜東 7 番 1											
住 居 表 示		同 所											
現 況 地 目 及び面積等		宅地		2,380.08 m ²						工作物		—	
				—————						立木竹		—	
登 記 簿 記載事項	地番	7番1											
	地目	宅地											
	数量	2,380.08m ²											
	地番												
	地目												
	数量												
接面道路 の 状 況		西側		舗装町道				幅員約 12.5 m		(法第42条第1項第1号道路)			
		北側		未舗装町道				幅員約 4.8 m		(法第42条第1項第1号道路)			
法令に基づく制限	建築基準法	都市計画区域外											
		用途地域	指定なし										
		地域・地区											
		建ぺい率	指定なし										
		容 積 率	指定なし										
		高度制限	指定なし										
		防火指定	指定なし										
	その他	・ 景観法 ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法 ・ 文化財保護法											
		*別葉「補足説明事項」参照											
私道の負担等 に関する事項		私道負担	無	負担の内容									
		道路後退	無	負担の内容									
供 給 処 理 施設の概要	供給処理施設		配管等の状況		施 設 整 備 状 況				施 設 整 備 の 特別負担の有無				
	電 気		接面道路配線 有		—				—				
	公営水道		接面道路配管 有										
	公共下水道		接面道路配管 有						有				
	都市ガス		接面道路配管 無										
交通機関		鉄道等		J R根室本線 浜中駅の 東方 約0.4km 徒歩5分									
公共施設		浜中町役場				浜中町立浜中小学校				浜中町立浜中中学校			
参 考 事 項		別紙を参照してください。											

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、
現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

・浜中町においては、埋蔵文化財包蔵地に指定されていない土地であっても、土木工事を行う場合、事前に「埋蔵文化財保護に係る事前協議書」を浜中町教育委員会へ提出する必要があります。詳細については、浜中町教育委員会に照会願います。

・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に北海道知事の許可が必要になる場合があります。詳細については、北海道ホームページ（盛土規制法トップページ）で確認願います。

・当該物件は、土地所有者に対し下水道受益者負担金（1平方メートル当たり360円を土地面積に乗じた金額）が賦課されます。なお、賦課される面積は500平方メートルまでを上限とし、それ以上の面積は猶予される場合があります。詳細については、浜中町に照会願います。

・当該物件の西側は、接面道路より約0.3m低く位置しています。

・当該物件の南西側境界点付近の上空を架線が通過しています。

・当該物件の南側隣接地からアスファルト舗装及び樹木の枝が越境しています。

・当該物件の東側隣接地から樹木の枝が越境しています。

・当該物件内には、東側隣接地にまたがって鉄製フェンスが設置されています。

・当該物件内には、交通安全の旗が設置されています。

・当該物件内には、樹木があります。

・当該物件内には、切株が多数あります。

・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。

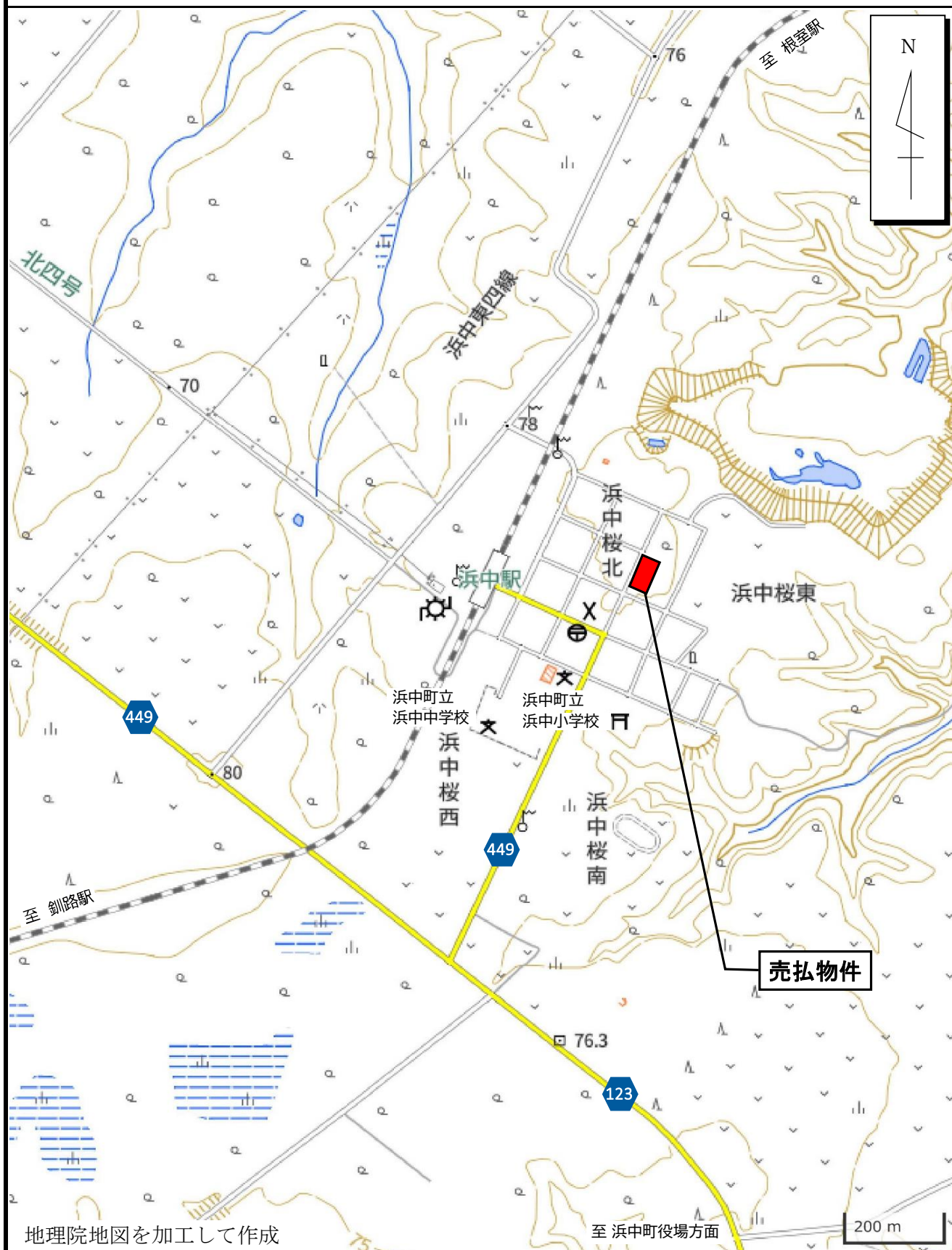
所在地

厚岸郡浜中町浜中桜東7番1

物件番号

46

案内図



地理院地図を加工して作成

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号	46
所 在 地	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1

